

令和7年3月7日

神奈川県小田原交通圏のタクシー事業者各位

関東運輸局神奈川運輸支局輸送担当

自家用車活用事業の曜日・時間帯の拡大を伴う申出書の提出について

今般、小田原交通圏のタクシー事業者から、令和6年3月29日付け事務連絡「自家用車活用事業の実施に向けた不足車両数の算出方法と意向調査の実施について」2. に基づく申出書の提出がありました。

同申出書は、令和6年9月17日付け事務連絡「自家用車活用事業における大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充について」1. に基づく曜日・時間帯の拡大を伴う内容であったため、同規定に基づき、当該申し出のあったタクシー事業者の営業区域に営業所を有するタクシー事業者に対して、下記の内容を周知いたします。

また、下記の内容を踏まえ、他の曜日・時間帯での運行をしたい場合については、令和7年3月14日までに、運行実績を提出してください。

記

営業区域名	小田原交通圏
車両数が不足する曜日及び時間帯	日曜日～土曜日 9時台～16時台

※各社への意向調査については、上記の運行実績提出期限後に開始いたします。

・運行実績の提出先：提出期限までに、神奈川運輸支局輸送担当へ原則電子メールで提出してください。

電子メールによることが困難な場合はご相談ください。

電子メールアドレス：ktt-kanagawa-yusou@ki.mlit.go.jp

・連絡先：神奈川運輸支局輸送担当 電話：045-939-6800 ガイダンス【1】